

ID: 227

担当部署: 建設水道課

処分の概要	給水施設の撤去命令等		
例規名 根拠条項	村田町工業用水道事業給水条例 第9条		
例規番号	平成3年条例第8号		
<b>【基準】</b> 第9条の規定による。 (給水施設の撤去等) 第9条 管理者は、使用廃止の状態にあると認める給水施設については、当該給水施設の撤去等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日